平成２２年（再イ）第２５号

鹿児島県伊佐市大口針持3518番地

再生債務者　寒川　龍二

1　決議に付する再生計画案　平成23年３月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月28日まで

平成23年３月31日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再イ）第８号

熊本県天草市本渡町本戸馬場1454番地14

再生債務者　森　　義光

1　決議に付する再生計画案　平成23年３月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月２日

3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月２日まで

平成23年３月31日　熊本地方裁判所天草支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第９６号

愛媛県松山市余戸南６丁目２番８号　余土南団地２棟25号

再生債務者　竹内　　誠

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年２月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年３月28日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再イ）第１１号

川崎市宮前区けやき平１番55―302号　宮前平グリーンハイツ

再生債務者　鹿居　祐児

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年６月29日に認可した再生計画には、民事再生法236条、189条１項２号に定める事由がある。

平成23年３月31日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１号

広島県呉市宮原12丁目４番20号

再生債務者　椋田　敏行

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成23年３月31日　　広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地　２棟305号

再生債務者　髙田　祐二

1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月17日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号

北海道上川郡東川町西２号北29番地

再生債務者　石塚　弘樹

1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月12日から平成23年５月19日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１号

佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1797番地１

町営住宅新田第３団地

再生債務者　山口　豊子

1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年５月12日から平成23年５月19日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３０号

堺市北区新金岡町３丁８番14―307号、前住所堺市北区新金岡町３丁８番５―301号

再生債務者　正岡　研地

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月27日まで　平成23年３月30日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１３号

宮崎市佐土原町下那珂4750番地145

再生債務者　牛島　満文

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月28日まで　平成23年３月31日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号

鹿児島県姶良市西餅田1193番地１　ヤメロー〒22―103号

再生債務者　谷門　周二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月28日まで　平成23年３月31日

鹿児島地方裁判所加治木支部

会社更生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年八月十七日

掲載頁　六十三頁（号外第一七二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十一月十八日

掲載頁　一一一頁（号外第二四二号）

平成二十三年四月八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

（甲）プラス株式会社

代表取締役　今泉　公二

東京都練馬区早宮二丁目二六番二九号

（乙）日本ディー・エル・エム株式会社

代表取締役　宮嵜　正衛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は乙の全株式を所有していますので、合併による甲の新株式の発行並びに資本金及び準備金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年四月五日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年四月五日

掲載頁　四頁

平成二十三年四月八日

東京都港区六本木一丁目八番七号

（甲）株式会社レックス・ホールディングス

代表取締役　安藤　一郎

東京都世田谷区成城六丁目一一番四号

（乙）株式会社成城石井

代表取締役　原　　昭彦

合併公告

左記医療法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

社員総会の承認決議については、甲及び乙は平成二十二年十二月二十五日に各々得られており、松山市長の認可も得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月八日

愛媛県松山市古三津三丁目五番五号

（甲）医療法人仁勇会

理事長　井関　亮甫

愛媛県松山市古三津三丁目五番五号

（乙）医療法人社団仁心会

理事長　井関　康武